

別紙3 次世代国産花き産業確立推進事業

第1 事業の実施方針

本事業は、「花きの振興に関する法律」（平成26年法律第102号。以下「花き振興法」という。）の理念である花き産業及び花き文化の振興に向けて、国産花きの生産拡大を図り、花き産業が成長産業となるよう、品目ごとの生産・需要状況等の特徴に応じて、花き産業関係者（花きの生産、流通、販売又は文化に関わる個人又は法人をいう。以下同じ。）が一体となった生産から流通・消費拡大までに至る一貫した取組を支援することとする。

第2 事業の内容

本事業の内容は、以下の1（1）から（3）までのとおりとし、事業実施主体は、国産花きの生産・供給体制の強化、流通の効率化及び消費の拡大を図るため、花き関係者連携の下、花き（花き振興法第2条第1項に規定する花きをいう。以下同じ。）の品目別の課題等を解決する取組を効率的・効果的に実施するよう努めるものとする。

1 取組内容

（1）「戦略品目」設定等

ア 戦略品目の設定

事業実施主体は、本事業において、事業の実施地域における気象・土壌条件等を踏まえ、戦略的に生産・需要を拡大させる花きの品目（以下「戦略品目」という。）を設定し、戦略品目の特徴や当該地域における生産・流通・消費の実情に応じて、戦略品目が抱える課題を解決するための生産から流通・消費拡大までに至る一貫した取組の方針・方策を明確にする。

なお、戦略品目の設定に当たっては、国、都道府県、市町村等が策定する花き振興方針等との整合性に留意するものとする。

イ 戦略品目の分類

事業実施主体は、戦略品目が抱える課題、栽培地域の土壌・気象条件、戦略品目の持つ特徴、生産・流通・消費等の実情に応じて、戦略品目を以下の（ア）から（ウ）までのいずれかに分類する。また、（ウ）については、a又はbのいずれかに分類することとする。

（ア）国産品と輸入品のすみ分けが進んでいる品目

需要量（国内出荷量と輸入量の計）に占める輸入量の割合が一定程度あるものの、国産品と輸入品との間に価格差がある、国産品と輸入品の主な用途や流通時期・範囲が異なるなど、国産品と輸入品のすみ分けが進んでいる品目。

（イ）国産品と輸入品が価格面・品質面で競合している品目

国産品と輸入品との間で、価格面、品質面に差がない、少ない等の理由により、国産品と輸入品が競合している品目。

（ウ）輸入を抑えている品目・輸出を目指す品目

a 輸入を抑えている品目

輸入品がない品目又は輸入品があるものの、需要上若しくは生産上の理由により流通時期、流通範囲が限定されるなど、価格面、品質面で競合していない品目。

ｂ 輸出を目指す品目

現在輸出している品目又は将来輸出しようとしている品目。

ウ 戦略品目設定の留意事項

事業実施主体は、戦略品目を設定しようとする場合には、以下の事項に留意するものとする。

- (ア) 戦略品目は、原則として切り花類、鉢物類、花木類、球根類、花壇用苗ものの類、芝類、地被植物類等の類別ごとに花きの品目を明示して設定すること。
- (イ) 戦略品目ごとに生産、流通、消費が行われている範囲を明確にすること。
- (ウ) 品目の生産、流通、消費の実情や課題等が類似する複数の品目について、構成する品目を明示した上で、一つの戦略品目としてまとめて設定することができるものとする。
- (エ) 戦略品目を複数設定する場合は、必要に応じて協議会内に戦略品目別の部会を設置すること等により、事業の推進体制・役割分担等を明確にすること。
- (オ) 事業実施主体のうち、全国を活動の範囲とする団体等が主体となって構成する協議会（以下、「広域推進協議会」という。）においては、品目を明示せず、国産花き、国産切り花、国産鉢物類等の類別に戦略品目を設定することができるものとする。

(２) 花き産業関係者の連携

花き産業関係者が連携し、戦略品目ごとの課題の抽出、調査・分析、解決方策等の検討を行うための検討会を開催するなど、協議会の運営を行う。

(３) 花きの品目の特徴に対応した生産・流通・消費拡大の取組

事業実施主体は、(４) アに定める場合を除き、戦略品目ごとに、以下のアからウまでの中から必要な取組を二つ以上選択し、エの取組と併せて実施するものとする。また、戦略品目の効率的・効果的な課題解決を図るため、選択した取組を一貫した視点で関連づけて実施するものとする。

ア 生産供給体制の強化

(ア) 低コスト・省力生産技術等の導入実証

- ａ 安定生産・計画出荷のための栽培周期の短縮、収穫時期移動の実証
- ｂ 省力化機械・施設による省力化・低コスト化の実証
- ｃ 作業を省力化するための施肥・かん水を自動化する「養液土耕栽培」、「少量培地耕」の実証
- ｄ より精密な生育・開花制御技術、省エネルギー型効率的生産技術等の実証

(イ) 高品質化生産技術等の導入実証

- ａ 新品種、地域オリジナル品種の品質向上、増収技術の実証
- ｂ 実需者・消費者ニーズに対応した新品種の選定と安定生産・計画出荷のための栽培技術の実証

(ウ) 種苗等増殖技術の導入実証

- a 優良種苗・新品種の種苗等の安定生産のための増殖技術の実証
 - b 苗・球根生産の機械化・省力化の実証
- (エ) 少量花材の栽培技術等の導入実証
 - いけばな等の伝統文化に供される少量花材の安定生産のための栽培技術の実証
- (オ) 盆栽等の栽培管理技術等の導入実証
 - a 盆栽等の生産性・品質の向上に向けた育苗技術の実証
 - b 輸出先国・地域及び品目ごとの効率的・効果的な隔離栽培、消毒方法等の実証
- (カ) 輸出にも対応した産地形成の実証等
 - a 競争力のある品種の品質向上、増収技術の実証
 - b 効率的な栽培立地・方法への転換を図るための改植（移動改植を含む。）及び新植（輸出を目指す場合に限る。）
- (キ) その他、戦略品目の生産供給体制の強化に資する技術の導入実証等の取組
- イ 流通の効率化・高度化
 - (ア) 新たな出荷規格等の導入実証
 - 実需者等のニーズに対応した出荷規格の見直しによる流通コスト・廃棄物削減等の実証
 - (イ) 資源循環体制の確立に向けた実証
 - 花きの生産、流通、販売において使用される包装容器、培養土等の資材の回収・リサイクルの実証
 - (ウ) 流通・加工における品質管理技術等の導入実証
 - a 加工向け花きの鮮度を保持したまま消費者へ供給するための加工技術の高度化実証
 - b 採花後から最終消費地（輸出を目指す戦略品目にあっては輸出拠点施設又は空港）までの日持ち性を向上させる品質管理技術や温度管理技術の高度化に必要な実証
 - (エ) その他、戦略品目の流通の効率化・高度化に資する技術の導入実証等
- ウ 需要の拡大
 - (ア) 消費拡大プロモーション活動
 - 新規需要の創出・拡大のための、異業種との連携等による消費拡大プロモーション活動（展示会、コンテスト、戦略品目の消費拡大に資するバイヤーや消費者による品質評価等を含む。）
 - (イ) 新たな販売方法の実証
 - 新たな販売チャネルを開拓するためのマーケティング手法及び販売方法の実証
 - (ウ) 生産者と実需者の連携促進
 - 生産者と実需者の交流の場の設定等の産地と実需者の連携の機会を提供するマッチング活動
 - (エ) 花きの活用促進のための花育体験、園芸体験
 - 花きの活用促進のための児童・生徒等に対する花育体験、社会福祉施設等

における花きを活用した園芸体験の活動

(オ) その他、戦略品目の需要の拡大に資する活動

エ 検討会の開催、調査・分析及び成果の普及活動

(ア) 検討会の開催

(イ) から (エ) までの企画のための検討会の開催

(イ) 各種マニュアル等の作成

アからウまでの実証結果に基づく栽培管理技術マニュアル等の作成

(ウ) 事業の実施効果の調査・分析

アからウまでの実証結果の分析、ウ(ウ)の参加者及びウ(エ)の花育を体験した児童・生徒(当該児童・生徒の保護者等を含む。)並びに実施地域の生花店等を対象としたアンケート調査

(エ) 成果の普及活動

本事業の取組の成果を広く普及するため、(イ)及び(ウ)の内容のホームページ等への掲載やセミナーの開催等による普及活動

(4) 留意事項

ア 以下のいずれかに該当する場合は、(3)アからウまでの中から必要な取組を一つ以上選択し、(3)エの取組と併せて実施するものとする。

(ア) 全国を活動の範囲とする団体等が主体となった広域推進協議会が事業実施主体となる場合

(イ) 生産、流通、消費の各課題について一貫した視点で解決を図る上で、既に一定水準の技術等が導入されている場合や年次計画的に取組を実施する場合など(3)により選択したアからウまでのうち一つ以上の取組を当該年度に実施しなくてもよい合理的な理由がある場合

イ (3)ウにおいて、戦略品目と一体的に事業を実施する場合には、戦略品目以外の品目も事業の対象とすることができるものとする。

ウ (3)ア及びイの実証に必要な農業機械・設備等については、必要に応じてリースにより導入することができるものとする。また、既存の農業機械・設備の改良をもって導入に代えることができるものとする。

エ (3)ウ(エ)の花育体験は、小中学校等での授業やコミュニティガーデン(地域住民の団体が主体となって、地域内の土地を管理・運営し、花き等の園芸作物の栽培を行う活動をいう。)等を活用した取組であって、花きの生産者の参加又は花きの生産者・産地の見学を伴うものに限るものとする。

オ (3)ウ(エ)の園芸体験は、福祉施設等において創作活動、リハビリテーション及びメンタルヘルス対策の一環として花や緑を利用した取組であって、花きの生産者の参加又は花きの生産者・産地の見学を伴う取組に限るものとする。

2 補助要件

本事業を実施する事業実施主体は、都道府県単位で活動する協議会(以下、「地域推進協議会」という。)又は広域推進協議会とし、それぞれ、次の(1)又は(2)に掲げる要件を満たしていなければならないものとする。

(1) 地域推進協議会は、以下の要件を満たさなければならないものとする。

- ア 都道府県を活動の範囲とし、都道府県、花き産業関係者等により協議会が構成されていること。ただし、都道府県、生産者及び流通業者は必須の構成員とする。
 - イ 事業に関する事務手続を適正かつ効率的に行うため、協議会の代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、内部監査の方法等を明確にした協議会の運営等に係る規約（以下「協議会規約」という。）が定められていること。
 - ウ 協議会規約において、一つの手続につき複数の者が関与する等、不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。
 - エ 本事業により得られた成果について、その利用を制限せず、公益の利用に供することを認める者であること。
- （２）広域推進協議会は、以下の要件を満たさなければならないものとする。
- ア 複数の都道府県を活動の範囲とし、花き産業関係者等により協議会が構成されていること。
 - イ 協議会規約が定められていること。
 - ウ 協議会規約において、一つの手続につき複数の者が関与する等、不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。
 - エ 本事業により得られた成果について、その利用を制限せず、公益の利用に供することを認める者であること。
 - オ 広域推進協議会には、必要に応じて都道府県、市町村、花き研究者、民間企業、民間団体（公益法人、一般社団法人、一般財団法人等）、協議会（地域推進協議会及び広域推進協議会以外のもの）が参加できるものとする。
 - カ 広域推進協議会の構成員の中に（１）に定める地域推進協議会の構成員を兼ねる者が含まれる場合は、当該地域推進協議会が実施する事業は実施することができないものとする。

３ 成果目標の設定

事業実施主体は以下の（１）及び（２）により成果目標を設定するものとする。

なお、成果目標は、戦略品目単位で設定できるものとし、その場合は、別添１の表中「事業実施主体の活動区域」とあるのは、「戦略品目の生産又は流通若しくは消費が行われている範囲」と読み替えることができるものとする。

（１） １（３）ア及びイを実施する場合は、次のいずれかの目標を設定する。

ア 当該事業実施主体の活動区域における花きの生産又は販売の数量又は金額を基準値と比較して10%以上増加。

イ 当該事業実施主体が実施する取組の内容に応じ、別添１の１から10までの中から二つ以上を選択。

（２） １（３）ウを実施する場合は、当該事業実施主体が実施する取組の内容に応じ、別添１の11から14までの中から一つ以上を選択。

（３）（１）及び（２）にかかわらず、全国を活動の範囲とする団体等が主体となった広域推進協議会が事業実施主体となる場合は、取組の内容に応じた定量的な数値目標（例：新しい物日（ものび）の認知度や新しい物日における消費量の増加率

など)を二つ以上設定するものとする。

(4) 指標の設定に当たっての考え方

ア 基準値の指標

基準値の指標は、原則として、都道府県、市町村又は実施地域単位での統計又は客観的な調査による数値を使用する。

戦略品目単位で設定する場合、戦略品目単独のデータがない等の理由により指標の設定が困難な場合は、その理由を明示した上で、戦略品目を含む他の指標を用いて設定することができるものとする。

イ 基準値の算定

成果目標の基準値に用いる数値の算定は、原則として直近から過去5か年中中庸3か年平均を使用する。なお、基準値算定に当たっては、基礎となる事業実施主体の活動区域を明示するものとする。

(5) 目標年度

成果目標の目標年度は、事業実施年度の翌年度から起算して3年後の年度とする。

4 募集方法

本事業の募集方法は、生産局長が別に定める公募要領による。

5 審査基準

本要綱別表4の2の審査基準の評価項目は以下のとおりとする。

(1) 実効性

ア 生産・流通・需要の拡大の各取組が相互に関連するなど、一貫した視点での取組となっている。

イ 課題を解決するための取組方針・方策が具体的であり、効果的な事業内容となっている。

ウ 先進的な機械・施設、技術等による実証内容となっている。(生産・流通)

エ 異業種との連携など新たな取組内容となっている。(需要の拡大)

オ マニュアル等の成果の効果的な普及方法となっている。

(2) 課題解決への意欲

ア 生産供給体制の強化に関して成果目標を設定している。

イ 流通の効率化・高度化に関して成果目標を設定している。

ウ 需要の拡大に関して成果目標を設定している。

エ 設定した達成すべき目標の達成率を目標値以上としている。(一項目以上)

オ アからウまでのうち二つ以上の項目において複数の目標を設定している。

第3 事業実施計画等

本要綱本体第6の1(1)アに基づき別添2により事業実施計画を作成し、生産局長又は地方農政局長(事業実施主体が地域推進協議会の場合にあっては地方農政局長、事業実施主体が広域推進協議会の場合にあっては生産局長をいう。以下同じ。)に提出するものとする。

1 生産局長又は地方農政局長は、第2の2の補助要件を全て満たす場合に限り、事業実施計画の承認を行うものとする。

2 生産局長又は地方農政局長は、1により事業実施計画の承認等を行う場合には、

事業実施主体に対して通知するものとする。

- 3 生産局長又は地方農政局長は、生産局長が別に定める公募要領により選定された補助金等交付候補者については、事業実施計画の承認を受けたものとみなすことができる。

第4 点検評価等

1 事業実施状況の報告

事業実施主体は、別添3により当該年度の事業実施状況報告書を作成し、翌年度の7月末日までに、生産局長又は地方農政局長に提出するものとする。

2 事業の評価

本要綱本体第8の1（1）に基づき、事業実施主体は別添4により事業の自己評価を行い、その報告を生産局長又は地方農政局長に行うものとする。

第5 その他

事業実施主体は、第2の1（3）ア及びイの実証に必要な農業機械や設備について、リースによる導入及び既に事業実施主体又は事業実施主体の構成員が所有する農業機械若しくは関連施設の改良・改修を行う場合には、以下の点に留意するものとする。なお、事業実施主体が自ら農業機械等の改良を行う場合には、農業機械メーカー等による技術指導を得て行うものとする。

1 リース又は開発・改良を行う農業機械等の範囲

第2の1（3）ア及びイの実証に係るリース又は開発・改良を行う農業機械等の範囲は、成果目標の達成に寄与するものとし、次に掲げる農業機械等は対象機械から除外する。

（1）共同利用施設の一部を構成する定置型の機械

（2）販売業者により設定されている小売希望価格（これが設定されていない場合には、一般的な実勢価格）が、消費税を除いて50万円未満又は原則200万円以上の機械（ただし、上限について生産局長又は地方農政局長が特に必要と認める場合においてはこの限りではない。その場合、理由や必要性等を記載した資料を実施計画書に添付するものとする。）

2 リース契約の条件

リース契約（事業実施主体と導入する農業機械等の賃貸を行う事業者（以下「リース事業者」という。）の二者間で締結するリース物件の賃貸借に関する契約をいう。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

（1）本要綱本体第4の1（5）により承認された事業実施計画書に記載された実証に係るものであること。

（2）リース事業者及びリース料が3により決定されたものであること。

（3）リース期間が法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数）以内であること。

（4）国等から他に直接又は間接に補助金等の交付を受け、又は受ける予定がないものであること。

3 リース事業者等の決定

事業実施主体は、交付決定後、農業機械をリースで納入する事業者を、原則として一般競争入札により選考した上で、リース契約を締結するリース事業者及びリース料を決定するものとする。また、事業実施主体は、別添５により、入札結果報告を生産局長又は地方農政局長に提出するものとする。